

學界展望

清代研究への覺書

— 明清社會經濟研究史の諸問題(一) —

本稿は、もと寺田隆信の「商品生産と地主制をめぐる研究」と一緒に本誌前號に掲載されるはずであった。執筆にさいしては、寺田と若干の討議を行なっているが、論旨についての最終責任は、あくまで近藤が負うものである。なお、文中、敬稱はすべて省略させていただいた。

私が擔當する清朝時代は「廣義にはもちろん、滿洲汗國時代（一六〇五—一五）後金汗國時代（一六一六—三五）及び大清帝國時代（一六三六—一九一二）を包括し、前後十二主・三百餘年の命脈を保つた滿洲民族政權の政治體のこととなければならぬが、狹義にはただ、それが全中國史の系譜において正統王朝として認められていた或る一定期間のみをさす。『清代』といふ表現においては特にさうである」（『東方學術協會編「中國史學入門」安部健夫「清」と概括される。しかし最近では明清時代とよばれて明代と一括して考えられ、一個の獨立した時代として研究對象にのぼされることが少い時代である。

このことは、清代が、明末清初に視點をすえて、そこに中國社會における資本制生産の萌芽をまさぐろうとする一つの傾向と、他方近代いぜんを捨象して、アヘン戦争（一八四〇）いごの近代史をひたすら對象とするもう一つの傾向とによつて、前後二つに分斷され

てしまつてゐるこの現われでもある。

しかしこのいずれもの傾向が方法的停迷をみせている現在、あらためて清代を一個の獨立した時代として考えなおす試みがなされてよからう。とはいえそのことは王朝斷代史觀の復活をいみするものではない。この王朝がその支配の最後の三分の一時期に中國近代史をかかえている事實からして、この試みはいわば中國史における前近代から近代社會への移行過程を問題にのぼせることである。さらに清代は前記安部の規定「征服王朝たる規定にくわえて、中國における最後の王朝（專制君主時代であることにもう一つの特徴をもつ。この二つの特徴は同時にまた唐・宋の變革いご繼起的にくりかえされた王朝支配の要因を、この時代が二重にもつことをいみする。したがつて近代への移行過程をあかす試みと同時に、この時代を通じてあかされた歴史法則は、さかのぼつて宋代までの歴史現象を説明しうるものでなければならぬ。（最近、小山正明・重田徳は明・清の交替期に奴隸制から封建制への移行を認めんとするユニークな論證を試みた。その當否は別にして唐・宋の變革いご清末までを一元・明の交替をいかに位置づけるかはともかく基本的には一つの歴史活動によつて貫徹された時代として、かれらは認めないのであるから、私の以上二つの前提をかれらにも強制しようとは思わない。

以上の二前提にたつて、一九五六ないご發表された諸研究を對象に本稿をすすめるが、近代史をとりあつたものは、この前提にかかわる限りのものを問題にした。

(一) まず一九五七年、第一回の「雍正時代史研究」特集いらい三回（東洋史研究一五・四 一六・四 一八・三）にわたつて成果を世

に問うてきた京都大學の雍正硃批諭旨研究班の指導者宮崎市定・故安部健夫の清代への理解を紹介する。宮崎は宋代いごを東洋的・近世とする立場よりして清代を次のように理解する。すなわち「一種の氏族制度を保持していた滿洲時代の女真人は、中國近世の社會に侵入すると、必然的にその社會に發達した獨裁君主制を採用しなければならなくなる。この過程は恰も動物學でいう個體發生は系統發生をくりかえすといった形式で實現される。すなわち滿洲時代の太宗から順治帝をへて康熙帝の初年までの清朝體制は著しい封建色をおびる。そこに出現する支配體制は、中國社會においては既に遠い昔に經過したつた、天子を頂點とし宗室・滿洲人・漢人をピラミッド型に重ねた階層的封建的體制である。この體制的近世的體制への移行は、清朝初期の君主權伸張の歴史として現われ、康熙末には大體において中國的な獨裁君主制に近い形式が成立する。この近世的體制は、獨裁君主たるべき君主とその人民との間に官僚なる特權階級が介在する支配體制で、半封建的な階層社會である」とするのがその見解である（東洋史研究一五・四「雍正硃批諭旨解題―その史料的价值―」より私の責任でまとめた）。

前記特集の第一回・第二回到「『雍正史』の一章としてみた―」という副題を附して、それぞれ「耗羨提解の研究」と「米穀需給の研究」をよせた安部は、一九五九年二月、忽焉としてわれわれから去つた。雍正史研究の殘餘の章がいかに構想豫定されていたか、全てはかれとともに逝つて窺うすべもない。したがつて晩年の安部の清代への理解は殘された二論稿から類推するしかないが、それは行間に意をさぐつても、なお斷片的でしかない。少しふるいが前引「中國史學入門」（一九五一年刊）での「清朝史の構造とその動因」なる

一章でその間をうずめるならば、安部は「清朝史はその構造上、大きくは二期に區分して考えるのが至當である」とし、第一期を「國初のかた西曆一八三〇年ごろまで、強いて年號にこだわるならば嘉慶末」にきり、その期間は「小粒な新興の軍事型社會と大がらな老成した低度産業型社會との對決關係」として理解さるべきであり、その後の第二期は「一コの高高度産業型社會と數コの高高度産業型社會との對決關係」として理解すべきである、とする。そして低度産業型社會（固有の中國社會―近藤註）は「ごく大まかなところ、開放性地區には鹽商・質屋・貿易商などで代表される商業資本の繁昌や絹・茶・綿絲布・陶器などのマニファクチュア制工業の活動も見られ、閉鎖性地區には舊態依然たる集約的な耕種農業が支配的であり、しかも總じては、兩地區にわたる農民が純豫算主義のわく内において最大の財政的負擔を強ひられていたような社會を想像すれば大して間違ひはない」とした。ただ晩年の安部は錢糧の附加税―耗羨の問題をすぐれて「精神史的な場において捕えよう」と試み、耗羨の歸公派と歸官―歸私派の對立抗争史を分析した結果、雍正・乾隆期の歸公派の勝利が嘉慶いご耗羨の正項化によつて無みされたときに出現した清末の中國社會を「あらゆる企業のうちでも、官吏稼業がズぬけて利潤率が高く、したがつて近代的な資本主義の萌芽など、もし有つたとしたところで、とうてい健全には育ちつこない土薄き世界が再現された」（前記「耗羨提解の研究」）ととらえた。かつてマニファクチュア存在を指摘した安部が、ここでは資本主義の萌芽について懷疑的であり、對するに官吏稼業をもつてして、清末中國社會における資本制生産の發展に否定的であつたことは注目に値する。

ともあれ、宮崎の清代把握はその支配體制に視點をすえ、安部のそれは加えるに精神的な視角からするものである。それらはいずれも直接には雍正時代を對象としているからとはいへ、そこにあかされた社會構造ないし歴史法則は、前近代から近代社會への移行については言及しておらず、いわばこの問題については捨象している。これにたいして、もつばら移行に視點をすえて清代を追つていく一群の諸研究がある。いわゆる「共同體」理論に立脚する諸論文がそれである。

(二)「共同體」理論に立脚する諸研究の理論的基礎は仁井田陞「中國の同族又は村落の土地所有問題—宋代以後のいわゆる『共同體』—」(東洋文化研究所紀要一〇のち同研究所編「土地所有の史的研究」に再録)によつて俯瞰的にすえられ、今堀誠二「清代における農村機構の近代化について—廣東省香山縣地方における『共同體』の推轉過程について(1)(2)」(歴史學研究一九一・二各號)によつて清代に檢證されたといえよう。まず法制史研究に獨歩的業績をあげ、宋代いごを中世とする仁井田は、これまであまりふれなかつた村落について「さしあたつて同族集團、しかもその土地所有をめぐる問題を中心に考えをすすめる」にあたり、「共同體」という概念を準備する。ただこのばあい「いわゆる『共同體』という言葉を使うが、その嚴密な概念規定の試みに餘り深入りはしない。革命前の村落などについて—一般村落および同族村落(村落構成の一部をなす同族集團もある)をふくめ『共同體』として取扱う」態度をとる。すなわち共同體はあくまでカ・コツきものとして考えられる。思うに仁井田いぜんにも舊中國社會の村落を、なんらかの意味において共同體として扱えていこうとする試みはなされてきた。し

かしこれらの試みは、多くのばあい共同體の自給自足體制に焦點がすえられていた。結局のところ、それらはマルクスがアジア的專制主義の停滯性の基底として檢出した共同體を、舊中國社會においても檢證しようとする試みであつたといえる。がここでカ・コツきではあれ、仁井田が共同體を檢證していこうとするばあい、停滯性を論證しようとするのでは勿論ない。むしろ歴史的條件のなかにおいて「共同體」を段階的にとらえ、その積極面に注目していこうとするのである。まず仁井田は中世の「共同體」成立の前提條件を、

「紀元前三・四世紀の戰國時代にあつてすでに、土地の廣汎な個別的所有の段階に入つて」いごの時代を次のようにとらえて導きだす。この時代には「農民の生産再生産の地盤たる」開放地(入會地—近藤註)が「管理狀態が基だわるく利用が無統制」であつたため、それに乘ずる「實力者—時には豪族、時には官僚、地主、高利貸など—による私的占取が露骨に進められた」。この「農民が再生産の基礎をまもるについての不確定不安定さは、古代から中世にひきつがれた」と。そしてかかる「農村における共同關係の稀薄さのただ中に成立してくる」のが「再編成された同族集團(父系血族集團—近藤註)」である。これは「いふ如き氏族共同體の遺制ではなく、より積極的に、『農民の利益をまもる公的權威の缺如した當時の社會における農民の私的保障機構である』。そしてこの私的保障機構たる同族『共同體』として、仁井田は族田(義莊・祭田)および族田をふくむ同族共同地(同族集團が排他獨占的に所有する入會地・水利・墓地)の存在を指摘する。が同時にこの「同族集團は中世初期に再出發した當初から、支配團體として出發していた」一面、すなわち大地主制の支柱としての性格をも仁井田は指摘する。

この『共同体』の私的保障機構と支配團體の二面性を統括して、仁井田は次のように中世を劃期づける。「同族結合は大地主體制の支柱であり、同族的利己主義を貫きつつ封建秩序村落秩序の安定化のための作用をもち、大地主にとつて農民利用の手段であり、私的保障機構としての協同組織は、農民再生産のためにはまた有力な足場となつていた。血縁主義という、えてして古代的なおくれた阻止的な意味にしか理解されていまいようであるが、中國の中世の血縁主義は、かえつて中世的な歴史的條件に適應した積極的役割をもつていた。中世の同族結合は前記の意味において中國の歴史を劃した基本的現象であつた。それは古代的なものの單なる連續ではなく、まして復古的なものではなく、中世的な條件の所産であつた」と。ではかかる中世社會の近代への移行はいかなる過程をたどつたか。いわば「共同体」の終末はどのようにえがきだされるであらうか。

仁井田は同族「共同体」が致命的な打撃をうけたのは、同族共同地をとりあげた今度の土地革命によるが、「そうなる前に、同族集團とその所有機構が大きな矛盾をはらんだ」として、その矛盾を次のようにいう。「こうした血縁主義を破るものは、(マックスウェーバーのいう)近藤註)プロテスタントに限つたことではない。まして資本主義の精神(のみ)が、この種の役割をもつものとは思われない。……このような血縁的閉鎖主義や地縁的分裂主義をあらためさせようと、外から説き聞かせた位では容易に改めさせることができない。しかしそこでの人民が權力に對する共同闘争のなかで共通否共同の利害を身にしみて感じるようになって、はじめて閉鎖主義、分裂主義がやぶられてゆくのである。」そしてこのような「共同体」の終末現象が「早くも出現した」時期として、毛澤東

の井岡山闘争の時期があげられる(「中國社會の法と倫理」一八八頁)。この考え方からするならば、中國の前近代Ⅱ仁井田の中世社會の終末は、今度の人民民主主義革命に直接し、中國における資本制の成立の可能性も否定されていくごとくである。また私が問題にする清末の近代Ⅱ半封建・半殖民地段階への移行は、いわば封建時代にかけられてしまつてゐる。このことは是非は次の今堀論文の検討のさいにゆずるとして、仁井田の「共同体」論に感ずる疑問を卒直にのべてみたい。

このばあい、いうところの氏族共同体が同族「共同体」に止揚される契機については問わない。(たとえばそのばあい、かつて仁井田は生産力の高低から説明したことがあるが、「中國の家―中國農業家族労働力の規律」東洋文化研究會議編「東洋の家と官僚」昭和二三年・生活社刊所収)同族結合と一見全く反し、普通は中世社會とともに成立してくる嫡男子相續制とは全く反する均分相續制―宋代のご強化したといわれる―との關係などを矛盾なく説明せねばなるまい。まず仁井田のいうように生産を保證する公的權威の缺如、それは認めるとしても、それにとたいする同族結合が「共同体」としてとらえうるほど強固なものだつただらうか。たとえば族田の先驅・模範とされる范仲淹の義莊のばあい、すでに仁井田も「支那身分法史」でふれているように、慶曆・皇祐年間(一〇四一―一〇五三年)創置、一〇餘年を経て、治平元年(一〇六四年)、その子范純仁は「慮板榜(仲淹が規矩を刻したもの)不足久傳、且諸房子弟有不遵規矩之人、州縣既無勅條、本家難爲申理、必將漸致廢壞、即嘗具奏乞降聖旨下本州(蘇州)、許令官司受理。繼蒙朝廷依所奏施行、遂得憑藉保守。」とある(范文正公集・續定規矩)。この記述は次の

二つのことを意味しまいか。その一つは、范氏義莊が創置の直後、すでに規矩を遵守しない同族人の存在を考慮せねばならなかつたこと。さらに規矩の經營保障が君主の勅旨の公的權威によりどころをえていること、この二つである。仁井田もすでに范氏義莊のボスの支配についてはふれているが、前者の事實は當時代において、同族結合への欲求がどれほどかれら成員の内面的要請から發したものであるかに疑いをいだかせし、後者は義莊を私的保障機構とみるのと、そのことに疑いをいだかせる事實である。事態は權力者と同族のなかの支配者が望んだにもかかわらず、同族的規制のわくをこえて進行しつゝあつたのではあるまいか。すなわち仁井田も指摘する同族「共同體」の支配・被支配の關係―地主Ⅱ佃戸制がすでにそこでは基本的な關係としてすえられねばならないのではないか。

仁井田が同族の共同地や水利や、さらに共同體成員の平等性を顧慮するとき、念頭にあるのは、ゲルマン共同體との比較であらう。宋代いごを中世Ⅱ封建時代と考えるとき、ゲルマンⅡ封建的共同體の檢證は、仁井田にとつてはいわば論理的要請であるといえよう。同じく共同體を問題としても、アジア的共同體論に視點をすえた戦前の諸研究と、仁井田の視點との違いはここにある。しかし事態はゲルマン的共同體のわくをも破砕して進行した段階にあつたと思われる。地主Ⅱ佃戸關係がそれである。ただ仁井田のいう「公的權威が十分に人民の利益をまもることのなかつた舊中國社會」の言いを、私は舊中國社會における權力保證制の未成熟として考える。權力保證制の成熟した状態として、私は近代法的なものの存在を念頭においている。ヨーロッパにおける近代法の成立がいつからかはしないが、范氏義莊の公的保障がいわば個別・即物的・一回性的な

勅によつてなされたことに明かなごとく、當時代の地主Ⅱ佃戸制に照應する抽象的次元における保障制の未成熟―その意味での所有權・耕作權の未昇華が、宋代いごの近世社會を特殊中國的たらしめている原因の一つではなからうか。そしてさらにいえば、かかる階級關係の未昇華現象を支える中國近世の社會體制が問題となつてくるが、しかしわれわれはあくまでも基本的な生産關係―このばあい地主Ⅱ佃戸關係を洗ひだし、そこから時代を規定すべきであつて、その逆であつてはならないと思う。

大塚久雄の「共同體の基礎理論」に立脚し「舊中國にはこのような共同體（ゲルマン共同體―近藤註）は存在しないが、その社會體制を封建制として規定し得るとすれば、形式的平等が少なくともある程度原則となつてゐる共同體を實證することが、その前提として必要である」として、地主制のもつとも發達してゐた廣東香山縣の沙田地帯において「共同體」を設定し、その推轉過程―移行の問題をおつて辛亥革命Ⅱ「絕對主義」政權樹立という假説をだした前記今堀論文が、結局は地主「共同體」と農佃「共同體」といつた支配關係に歸着し、佐々木正哉「順德縣鄉紳と東海十六沙」（近代中國研究 第三輯）によつて手厳しい批判（詳細は里井彦七郎「一九五九年の歴史學界・東洋史・近代」史學雜誌六九・五參照）をうけるをえなかつたのも、きわめて當然なことであつたといわねばなるまい。

思うに、これら「共同體」理論の推進者は、私どもと違つて、舊中國社會をはだで感じた研究者である。その實感にささえられての理論なのであらう。それには羨望を禁じえない私であるが、感じたまゝの疑問を卒直にのべた。（なお同族結合について宮崎「雍正

時代地方政治の實狀―殊批諭旨と鹿州公案―」（『東洋史研究』一八・三）の土豪Ⅱ趙氏について言及し、それを中世的遺物としみな、その近世的なものへの順應を「教育・文化の普及」にもとめる示唆的見解があることを附言する。）

(三) 佐々木前記論文は、今堀の「共同體」論を批判したのみにとどまらず、さらに問題を地主Ⅱ佃戸關係および地主・自作農と國家權力との關係に正しくひきすえ直して自論を展開している。すなわち佐々木は香山縣十六沙地帯に繼起的に成立した容桂公約（嘉慶八・九年）東海護沙局（咸豐九年）東海護沙公約（同治一〇年）の實態の變遷を辿り、結局これらを「原則として盜匪に對する主佃共同の防衛態制」すなわち團練としてとらえる。そしてこの團練にとつての最大の弊害は「特定紳士による沙牌及び牌規の包辦制度にあり」

「當時の一般業戸の利益と對立するものが、『下からの抵抗』としての佃戸層ではなく、業戸中の少數の特權的紳士であつた」とされる。さらにこの團練は清末の内憂外患にさいして指導的役割りをはたし「地方紳士の勢力はすでに動かし難いまでに強固になつてをり、且つ地方政府はこれを完全に否定するだけの充分な政治力及び武力が缺けていた」ことから「國家權力に對して漸次抵抗的な勢力となるに至つた」という。そして地方紳士が「地方において現實的な權力を握る契機となつたものは、鄉村内部における階級的な對立抗争によるよりも、むしろ（人口過剰又は災害の結果流寓を餘儀なくされ）既成の鄉村の外部に流出した貧民集團からの脅威である」と結論づけられる。佐々木には前近代から近代社會への移行といった明確な視角はないが、中國の近代史を國家權力と地主の「ゲゲモニ」下における武裝集團Ⅱ團練との對立および地主の權力への接近の

度合で、地主層内部の矛盾をみていく視點は注目すべきであろう。

ただ里井もすでに指摘しているように團練を「終始地主・佃戸の關係と係わりなく、専ら沙田を貧民集團から守るという性格・機能のみを」強調することは一面的にすぎる。たとえば佐々木は東海護沙局の業務は「業戸の收租に關與するが如きことは無かつたと明確に認められる」とし「沙局は業佃間の調停機關として中正な態度が期待されていること」を強調する。しかし佐々木が捕費Ⅱ對匪防衛分擔金收納の確認の検査と解している「割禾票」の割あるいは放割なる語は稻を刈りとする意味の収刈あるいは刈割の割を意味していることに恐らく誤りあるまい。とするならば二二三―二二四頁に引用された「業戸無缺租之虞」の條「農民赴沙約、繳納捕費之後、發給經收捕費引單、以憑沙船驗單放割、名曰禾票」は捕費の收納をまつてはじめて佃戸は收穫のために自からの田にたち入ることがゆるされた事實をもの語るものであり、沙局が捕費を介して佃戸の生産過程に直接に容喙していたことを指摘しえよう。調停機關というのはあくまでも期待Ⅱたてまえであつて、事實は支配機關であつたことを立證できる。なるほど「佃戸の耕作狀態、耕作條件等については、詳細なことは殘念ながら殆んどわからない」かもしれないが、これを一般化して「一般に清代において地主的土地所有が支配的であり、且つ佃戸の生計は概して良くなかつたと考へられてゐるにも拘らず、地主・佃戸の經濟的對立が暴動的型態をとつて表面化する」とが少なかつた」と現象的にいいきるのには慎重をかく。北村敬直「寧都の魏氏」（『經濟學年報七・八集』）は清初の城居地主の均產分割をとりあげた論文であるが、明・清の權力交替といった異常な社會狀態に脅えおののく地主の前に「いつせいに反抗の氣風を露わ

し、田租を納めぬばかりか、田主が取り立てに行くと、白刃をひらめかせて田主をおどし、また田主を捕縛して身代金を要求した」佃戸に言及している。またずつとおくれて一九二三年、孫文がこの沙田地帯での農民運動をふまえて「耕者要有其田」のスローガンをかけて農民の團結を訴えたとき、かれは明かに佃戸と業戸（田主）との間の矛盾を基本にすえたのではなかったか。明・清の交替期に顕在化し、さらに近代の後半期に革命軍の指導部によって明確にさぐりあてられた地主Ⅱ佃戸間の基本矛盾を、その兩時点を結ぶ中間において「地主階級が國家權力の農民に對する誅求増加を防ぐ障壁となり得た」のではないかと推論して棚あげにするのは樂觀にすぎる。またかかる團練體制を推轉させた契機として考えられた貧民集團の析出原因が人口過剰と災害にのみとめられているのも問題である。重田徳「清初における湖南米市場の一考察」（東洋文化研究所紀要一〇）のち同研究所編『土地所有の史的研究』に再録）で搶米をおこなう貧民集團の性格について「搶米の風潮は……激化された階級分化和階級對立の集中的な表現であつたと考え」ようとした視角を佐々木にも要請せねばなるまい。ただ重田はこのことの立證に充分に成功しているとはいえない。というのは「遊惰の兇民が生産面から遊離した特殊な存在のみでなかつた」ことを例證する一等史料として土地所有の史的研究所四七五頁にひかれた湖南省例成案の記述中の法内・良民の四字は、前後の論旨からしてその上につづく強挑・硬借につづけて讀んで、その目的格に解すべきである。すなわち「近有一等游惰兇民、農工商賈不居一業、每遇穀糶昂貴之時、強挑硬借法内良民、幾同苗悍。」と讀むならば、法内の良民は重田の解釋とは逆に、搶米の被害者で加害者ではない。

後述する理由から、私は舊中國社會における地主階級に一定の歴史的役割りを認めようとするものであり、その點佐々木の論文はたいへん示唆に富んだものであるが、以上の二點については納得しがたい。

四 前記重田論文は「中國における地主制の展開はそれ自體に一見明瞭な劃期を提示してはいない」すなわち「各時代の佃戸制の内部構造の個々の比較分析からは、一義的にその展開を検出しえない」とし、地主Ⅱ佃戸制が「市場構造を媒介して全國的に如何なる有機的關連を喚びおこしていたか、そしてそれが各地域社會の地主Ⅱ佃戸制のあり方に、また全體として中國封建社會の構造展開にいかん作用したか」を長江デルタ地帯にたいして相對的に後進地帯たる湖南においていわば地主Ⅱ佃戸制を側面的に檢討した示唆に富む論文である。これにたいして同じく湖南に舞臺をえらび、そこでの地主Ⅱ佃戸關係を解明したのが白石博男「清末湖南の農村社會——押租慣行と抗租傾向——」（東京教育大學アジア史研究會「中國近代化の社會構造——辛亥革命の史的位位置——」である。白石の問題接近は次のごとくである。かれは小作制發展の序列を納租型態の進展によつて「典型的分租↓變型的分租↓定租Ⅱ定穀租↓定錢租」と設定できるとする。典型的分租とは地租の徴收にさして「地主：小作人立會の上で收穫直後に生のままの收穫物を地主に渡すもの」、これにたいして變型的分租とは「收穫のあと乾かされ、完成された收穫物を定められた割合に應じて小作人が地主に渡すもの」で分租から定租への過渡的型態とされる。この地租型態は同時に地主Ⅱ佃戸關係の進展に照應するわけだが、かれは「小作契約の締結にあつた地主が小作人から取る敷金（小作保證金）Ⅱ押租の本質を抗租運動のなか

でとらえ、そこから地主Ⅱ佃戸關係の展開を論證しようとする。すなわち「清初あるいは清中期にも進庄禮銀として廣く存在していた」「幼時期の押租は」、すでに「地主の小作人に對する積極的手段Ⅱ小作人搾取の一契機という本質と地主の自衛的・受身的手段Ⅱ小作保證金という本質の二つの本質の現象型態であつた。」「この二本質の葛藤が、乾隆時代を通じて抗租傾向の激烈ななかで行われ、ついに進庄禮銀は小作保證金としての意義を全面的に有するにいたる」が、「それはさらに分租から定租への納租形態に照應して」おり、これは「湖南小作制史の寄生地主制段階の一指標」であると思われる。そしてかかる在郷地主の城居地主化は「中世的な共同體規制はうすれて、近世的な、(耕作)權利對(所有)權利の對立が支配」的になつてきたことを意味し、中國近代史においてきわだつている湖南の革命性の基礎の一つをここに示唆する。まことに鋭角的發想からするところの論旨明快な論文である。

兩論文がとりあげた湖南は、周知のように、中國近代史の推進者を多くうんだ地方である。(中國人は、浙江人は官になり、廣東人は錢をだし、湖南人は命をなげる、浙江人做官・廣東人出錢・湖南人拼命という、という)なぜ湖南がかかる地方たりえたかの研究は、一つの課題である。白石は右述のような一つの解答を示唆した。白石もいつているが、湖南は四川などとともに、明・清の交替のさい戰亂によつて荒廢し、清初に再興された地方である。しかしそれゆえに清初の湖南に「中世的な共同體規制」下にある社會を設定し、清末のそれを「近世的地主小作關係」の下にある社會とし、前者から後者への移行を、いわば清代一代に自己完結的に想定することには問題があろう。たとえば白石が幼時期の押租と考えた進庄

禮銀は、文字どおり銀で支拂われたものであろう。それが客民によつて湖南外からもちこまれたものであるにしろ、租の銀納化を要求している社會を白石のように「中世的な共同體規制下」にある社會として設定できるであらうか。紹介のみにとどまつたが、重田のような配慮が白石にあらためて必要なのではないだらうか。ずくなくとも清代一代で自己完結的發展をみせる湖南と他の諸地域とくに後進的(?)な華北との統體的把握が問題とならう。さらにもう一つ。横山英「中國に於ける農民運動の形態——太平天國前の『抗糧運動』について——」(廣島大學文學部紀要七)「清朝中期における抗糧運動」(歴史教育八・一一)は「地主層は佃戸と基本的には對立關係にあつた。しかし、兩者の矛盾は敵對的な矛盾にまで激化しておらず、地主層は小作料の減免に應じえない理由を租税の過重に歸し、佃戸の反地主闘争Ⅱ抗租を反政府闘争にすりかえ、佃戸のエネルギーを吸収した」とし、清朝支配體制の主要矛盾の所在を(農村在住の)地主・上農層から佃戸に至るまでの全農民の統一戰線」と國家權力との間にみている。この見解をとくに抗租運動のはげしかった湖南に設定すると、押租慣行の發展過程そのものが否定されねばならないが、どうだらうか。

岡 以上いくつかの問題をたどつてきたが、これをあらためて整理すると次のようにならう。最初に紹介した宮崎は清朝Ⅱ前近代社會をその支配體制の性格に視點を置いて半封建社會と規定する。安部の資本制生産には悲觀的な見解もこれに加えて記憶されてよい。仁井田は宋代いご中世社會という規定から同族「共同體」にゲルマン的Ⅱ封建的、共同體をかさねようとする試みを示し、これを清代社會に檢證しようとしたのが今堀の試みであつた。後者の試みはあくま

で地主Ⅱ佃戸制を中心にするべきだとする佐々木の反論をまねいたが、佐々木は時代區分については發言していない。最後に白石は湖南の地主Ⅱ佃戸制を中心にして清初Ⅱ中世社會↓清末Ⅱ近世的社會という移行をたどつてみせた、と整理することができよう。ところで中國の近代は半封建・半植民地社會と規定されている。この規定を動かしたいものとして認めるならば、中國における近代への移行過程は一つであるはずである。まずここでもなんらかの意味で中世Ⅱ「封建」社會から半封建・半植民地社會へ移行したものと假定しよう。このばあい「封建」を半封建に止揚する契機が明らかにされねばならない。しかもその契機は當時代における基本的生産關係たる農業生産關係のうちに求めねばならないであろう。

かかる觀點にたつとき、最近田中正俊「補農書をめぐる諸研究(上)——明末清初土地制度史研究の動向——」(東洋學報四三・一)によつて紹介された陳恆力編著・王達參校「補農書研究」はきわめて示唆に富んだ研究である。すなわち陳恆力らは補農書が書かれた現地——浙江省嘉興・桐鄉地方を訪れて實地調査をおこない、明末清初の農業生産物、蠶、生絲などの生産量および商品價格が現在のそれと比較された結果「第一に、右の期間を通じて、經營別生産量の較差がきわめて著しいこと。第二、沈・張兩(農)書に見られる集約的農業經營が一般小農民の經營に比し、はるかに多收穫であつたこと。第三に、明末清初期以後最近まで、水稻・桑葉の畝當り生産量にさしたる變化が見られなかつたこと」を確認している。そして陳恆力は第一・第二點の確認から當時代の資本制生産を經營地主(手作り地主)經營に求めるが「賦税が加重されると、これらの經營地主は土地兼併の條件を失しない、また傭工として利用すべき流亡人民

も減少して、ここに、封建的地主手作り經營は資本制的農業經營への轉化の可能性を閉された」としている。またかかる經營地主は「市場のための商業的農業を部分的にもち、その限り、資本主義の萌芽をもつことが出来た」が、「その擴大再生産が窮極において實現しなかつたのは、(一)土地を購買して城居の出租地主に轉化するもの多かつたこと、(二)家産相續を通じて土地が均分化されたこと、(三)農業經營を放棄して商業投機ないし高利貸に轉化するものがあつたこと、等々による」とし、結局「個別地主經營は、雇傭勞働の存在がそうであるのと同様に、偶然的な存在である」とし、中國における農業資本家の誕生(資本の本源の蓄積)に否定的見解をうちだしている。この見解にたいして紹介者田中は「擴大再生産に對する阻止條件を個別地主經營の偶然的個別的事象のみにもとめていることに問題がある。その展望は、『偶然的な存在』を包攝する當該歴史段階の基本的生産關係——租佃制との構造的連關のもとに求められねばならぬであろう」という批判を同時に提出している。しかし陳恆力のあげた三點の阻止條件は個別的地主經營にとつては偶然的個別的事象として作用するとしても、その存在は當該社會にとつては必然的存在と考えられぬであろうか。安部によつて指摘された「あらゆる企業のうちでも、官吏稼業がぬけて利潤率の高」かつた社會構造的統體的把握の方向にその必然性は立證されねばならないのであつて、「租佃制との構造的連關」にそれを求めようとするのは、經濟單純決定主義に終始するおそれがあるのではあるまいか。私の卒直な疑問である。それはともかく、かくのごとく中國における自生的な資本制生産への移行(封建↓近代)が悲觀的であるならば、われわれは最初の確認の第三點、畝當り生産量の(明末清初から、

極端には土地革命の前までといわれた) 不變化を念頭におきながら、陳恆力のいう「量的には(經營地主に比して)はるかに優勢であつた」『租佃制』(地主・佃戸制)にあらためて注目せねばなるまい。そして陳恆力が小作證書の分析からえた「地主・佃戸間に身分的隷屬のない契約關係——もちろん不完全平等であり、かつ經濟外的收奪を排除するものではない——が窺われる」事實を——陳恆力は封建後期的生産關係の特徴としているが——半封建の指標とする提言をおこないたい。

内 思うに中國近代史は半封建・半植民地社會史研究の視點は、比較史的觀點からは次のようにすえらるべきであろう。すなわちそれが半封建段階にとどまつて、資本制近代に移行しなかつた(しえなかつた)事實は、地租改正をおこない、農村からの收奪によつて官製工業の育成に成功した日本近代史との對比で考えられねばなるまい。がそれが半植民地段階にとどまりえた事實は、完全植民地化したインド史との對比で考えられねばなるまい。そしてともかくも中國が半植民地段階にとどまりえた理由は、最後まで中國の土地が、中國人によつて所有されおこなされた點にあるであろう。それに比してインドではどうであつたか。かつてエンゲルスは「東洋人はいまだかつて封建的土地所有にさえ到達していない。土地所有の缺如ということは、實際に全東洋に通ずる鍵である」と断じた。そしてマルクスはイギリス人の醜惡なインド經營を分析し、インドの停滞性を説明して次の二つの事情を指摘している。「1、公共事業が中央政府の仕事であつたこと。2、それとやらんで全國が、二、三の大都市をのぞいて、一つの完全に獨立の組織をもち、しかもそれ自身の小世界を形成している村落にわかれていたこと」この二つである(手

島正毅譯「資本主義的生産に先行する諸型態」一九五九年・大月書店刊・附錄。アジア的生産様式にかんする手紙)。ここで指摘された後者の村落こそマルクスのいうアジア的共同體にはかならない。その手短かなイメージは、前記マルクスの手紙にもとめられる。またマルクスはこのアジア的共同體に固有であつた自給自足體制を破碎して成立した東インド會社の土地支配を、それが指令・遂行した二つのインドにおける農業革命、すなわちザミーンダー制度と永代農民的自作制度を通じて明かにしている(大月書店版マルクス・エンゲルス選集八インド問題)。しかし最近、高島稔「永代定額地租査定以前のザミーンダーについて(上・下)」(東洋學報四〇・二、三各號)は「イギリス東インド會社支配に先行する時期の Bengal における土地所有關係を明らかに」し、かかる共同體を把握・支配した zamindar をその土地「所有」に視點を置いて「封建的土地領有者としての性格を濃厚に有するもの」と結論している。「現物經濟的な農業生産に基礎をおく」當時の Bengal 社會では、ヨーロッパにおける私的土地所有、すなわち領主的土地所有に對立する新しい土地所有という意味での私的土地所有權の成立はみられず、まして耕作權の出現は期待しえないのである。ここに東インド會社による直接土地支配を可能にした一つの原因を指摘しよう。それと對比して、私は土地の私的所有權と耕作權の分離——それは直に資本主義的關係では勿論ない——を指標として、中國の宋代以後を半封建社會として考えてみたい。私がこれを半封建社會と規定して陳恆力のごとく封建後期という規定をとらないのは次の二つの理由からである。第一に中國における前近代社會から近代社會への移行の構造

的内容をあかす上で、そこに生産關係を止揚するような生産力の發展がみい出せぬとするならば、封建後期⇓半封建といった區別をする必要はないということ。第二にもう少し積極的な理由として、ヨーロッパにおける封建後期が一二世紀の半ばころから一五世紀末ないし一六世紀初頭にいたる約二五〇年間をさす規定であるのに比して、中國のそれは約九〇〇年、一〇世紀後半から一九世紀前半をおおむという時間的にはるかに長期であつたのみならず、さきに觸れたように、この間ヨーロッパとは別個の階級關係の昇華現象とそれに對應する支配體制⇓獨裁君主・官僚支配體制の獨自な出現をみたこと。この二つである。この半封建社會が半殖民地社會にずり落ちていったのが、中國における前近代から近代社會への移行の過程である。そのばあい從來の半封建社會が新しい半殖民地という條件の影響をいかに受けたかは問題であるが、逆の影響は明かに中國社會を半殖民地段階にとどまりおおせしめた條件であつたといえよう。ただこのことから、必然的に中國近代史における地主階級の役割りを、相對的に評價する結果が生ずるであらう。いうところの地主史觀ではないか。そうではない。中國の近代史において地主階級は、すでに變革のエネルギーをにないえなかつた。というのは、かれらによる私的土地所有が、ヨーロッパ諸勢力がのちには日本帝國主義をも加えて、土地の直接支配をめざさぬかぎり、鬭争の相手すなわちヨーロッパにおける領主的土地所有といった存在をうしなつていたからである。かれらの保守性はそこに基因する。そして半殖民地といつた状態を變革していくエネルギーは、直接耕作者たる農民に期待されねばならない。また中國の半封建社會を、一見封建社會たらしめていたものとして、本稿でさきにふれた、抽象的次元

における權力の權利保障制の未成熟が考えられる。くりかえしえば、そこに中國の近世を特殊中國たらしめた原因があるうが、かかる權力體制を支えたものが、近世の官僚(官人)體制であつた。官僚體制に本質的な保守性と地主階級の保守性が、いわば中國を半殖民地化したのである。したがつて中國近代史の課題は、農民的土地所有にあつたとせねばなるまい。中國の官僚體制と貨幣經濟・對外危機・農民問題との關係を、清末中國社會と同一發展段階にあると想定した幕末の日本ともつづら比較し、「中國の近代化(資本主義化?産業化?近藤註)は何故おくれたか」を論じた波多野善大「中國近代史に關する三つの問題」(名古屋大學文學部論集xx・史學7)は、官僚體制について鋭い指摘をおこないながらも、日本との對比のみに終つた點で一面であり、中國の近代史に資本主義化あるいは産業化を求める點で、問題のたてかたを誤つていゝといえよう。そこからは結局失敗の歴史しか導きだされないのであらう。思うに中國の近代史⇓半封建・半殖民地社會史は、そのまま固定化できる段階にはなかつた。それはすぐれて前社會主義から社會主義社會への移行の問題をふくむからである。

以上のたいへん粗雑な記述をおわるにあたつてお詫びをしたい。一つは數多い研究のなから、きわめて恣意的に論文を選んだこと。とくに最後にふれた官僚體制については、鈴木中正「清末の財政と官僚の性格」(近代中國研究 第二輯)なる論文がある。當面官僚制度の研究を志す私にとつて、たいへん示唆に富んだ研究なのであるが、紙幅がつきてふれえなかつた。また引用の諸研究にしても、あるいは本旨にそわぬ引用の弊をおかしているかもしれないこと。非禮にわたつた點は、ご海容をおねがいする。

(一九六・二 近藤秀樹)